

地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例

平成二十三年二月二十三日

三重県条例第二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員及び臨時委員)

第三条 委員は、医療又は経営に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第四条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。